

【 理事会運営に関する相談事例 】

- 1 役員資格の範囲を広げることができるか。
広げられる範囲はどこまでか。
- 2 役員任期はいつからいつまで。
- 3 輪番制で役員候補者を選出しているが、順番の組合員が役員に就任できない場合にはどのように対応すればよいか。
- 4 役員が欠員状態になっているが、このままでよいか。
役員欠員補充は理事会決議でよいか。
- 5 理事会に理事の配偶者がいつも出席しているが、理事会に理事の代理人が出席してもよいか。
- 6 法人名義の組合員が輪番により役員候補となった場合には、実際に誰を役員候補者に選出すればよいか。
- 7 役員以外の組合員や占有者等は理事会に出席できるか。
- 8 理事会議事録は閲覧できるか。
- 9 理事会で決議できる事項は何か。
理事長及びその他の理事が担当する業務は何か。
- 10 専門家を活用しようとする場合は理事会決議でよいか。
- 11 役員報酬を支給することは可能か。
役員に報酬や活動経費を支給する場合には総会決議が必要か。
- 12 新役員への業務引継が行われていない。
引継ぎはどのようにして行うか。
- 13 理事会の活動内容を組合員に知らせなければならないか。